

令和3年10月1日

各種目団体・協会・代表者・担当者様

四日市ドーム指定管理者
JNスポーツグループ
高木 秀明

令和4年度 四日市ドームにおける特別申請について（案内）

秋冷の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、みだしの件につきまして、令和4年度における四日市ドームの特別申請を下記の通り受付いたしますので、ご案内申し上げます。各種目団体の皆様におかれましては、下記受付期間内に別紙申請書（後日、データを四日市ドームのホームページに掲載します。）で、ご申請いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、申請いただきました結果につきましては、当方で調整後、**令和4年1月末日頃まで**に文書で通知させていただく予定ですので、何卒よろしくお願いいたします。

記

《受付期間》

- ・令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで（厳守）

《提出先》

- ・郵送の場合 〒510-0012 四日市市大字羽津甲 5169 番地
四日市ドーム JNスポーツグループ 宛
※11月30日（火）消印有効
- ・持参の場合 四日市ドーム事務所までご持参ください（9：00～17：00）
※休館日：月曜日（月曜日祝日の場合は翌日火曜日）

《施設概要及び料金》

- ・別紙①施設概要をご参照ください。

《注意事項》

1. 特別申請について

- 1日単位を超えてアリーナ全面を使用するとき
- 市、県、国レベル並びにそれと同程度の大会等のために、
1日単位以上で四日市ドームアリーナ全面を使用するとき
- ※1 「1日単位」とは、午前及び午後（開館時間～16時半）、

午後及び夜間（13時～21時）、全日（開館時間～21時）のいずれかで使用する場合

- ※2 原則、施設を6日以上引き続いての利用はできません。
- ※3 練習等の通常利用の予約につきましては、3ヶ月前予約となります。
- ※4 部活動や練習試合等は、特別申請の対象となりません。
- ※5 全面未満（北面のみ、南面のみ）で実施する大会等については、特別申請の対象となりません。
- ※6 四日市ドームのホームページには新型コロナウイルス感染症拡大防止対策やガイドライン等の最新情報を随時掲載しております。利用者様におかれましては、必ずご利用前に四日市ドームのホームページをご確認して頂きますようお願い申し上げます。（ホームページをご覧頂けない利用者様におかれましては、ご利用前にお電話にてお問い合わせください）

2. 2年前予約における予約申請不可期間について

2年前予約により、別紙②に記載した期間においては、特別申請の受付を行うことができませんので、ご注意ください。

3. その他

- FAX/電話での受付はできません。
- 大会名・使用する施設及び場所・併用施設を必ずご記入ください。
- 使用希望日時については、第3希望日まで必ずご記入ください。
- 申請時に担当者枠[住所、氏名、電話番号（確実に連絡の取れる電話番号）]を必ず記入してください。
- 連絡先の記入が不十分な場合は、会場調整及び申請に係る連絡ができませんのでご注意ください。
- 特別申請をしたことにより、必ずしも施設予約ができるとは限りませんのでご注意ください。
- 特別申請の後に、ご担当者様に異動等がございましたら、後任のご担当者へ必ず当文書を引き継いでいただきますようお願い致します。
- 申請書には利用者番号を必ず記入してください。
- 特別申請の申込は施設のみで設備器具の受付はいたしません。
- その他、ご不明な点などございましたら、四日市ドーム事務所までお問い合わせください。

<新型コロナウイルス感染症における注意事項について>

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、ご利用人数の制限や施設の休館等、予約いただいた期間に施設が利用できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

<駐車場における注意事項について>

- ・公園内駐車場は、公園を利用される方との共用であり、四日市ドーム専用の駐車場はありません。大会等当日は、できる限り公共交通機関をご利用していただきますようお願いいたします。

≪ 問い合わせ先 ≫

〒510-0012 四日市市大字羽津甲 5169 番地

四日市ドーム JN スポーツグループ

<TEL> 059-330-3131 <FAX> 059-330-3133